

三

## 駅逓情報

第6号

次

専門医療にまつわる方法  
私の、人生前段の職業  
違反の追求・監査・検査  
かぬ職種であった。

私の、人生最初の職業は國家公務員である。それも、社会貿易省の追求・検査・検査等を主体とする、まさに國道の改良工事の職業であった。

私は、このような専門的仕事をしていると、社会が狭くなり、友人も出来ないのを知り、これを解消する方法として音楽、それも機会があつて良人の道を志した。

先日、故河内水泡の妻、高尾坂潤子氏から「のらくる一人ぼっち」という本を戴いた。それによると「冬をすぎてまた春

「自然に栽培するには、秋に球根を植え込み覆るような冬の外の寒さの下で冬を過ごさせる。そうしなければ、春に芽を出し、花を開くことはできないのである。」という。いざやうなことをいふと、

駅舎は駅制初期の官使の正（上）

卷之三

一、大化改新時の歌詞

て、王者財命神社又司能座家に伝わる駿鈞（國家保存の本物を残して作ったもの）を頂戴した。

氏は、過教徒空知教育局長を最後に退官し、の尊敬する田舎の隣友の一人である。さて、この駅跡については悪い由がある。

三

本物記念全国で大好評（上）

三 特殊な形態の駅選を擅る

卷之三

卷之三

1

私が、鐵路に勤務した昭和五十三年ころのこと、鐵路新聞に、本物の駅鈴を入手したという大きな見出しで、日本では、数少ない貴重な品であるという記事が出ていた。

私はそのころ、舊駅制度について廣く研究を進めていて、日本の駅制の起源に関する記述についても一応の知識をもっていた。

駅鈴については、律令制末期に、ほとんど回収されていて、その経緯からも廻岐に現存する二つ以外にあるはずはないし、その廻岐で発見された駅鈴すら真偽の論争に結論が出ていないものであつたので、同紙編集長に對し、この記事は誤解に基づくものであると話をしておいた。その後、同氏から、駅鈴といつてもほとんどの読者は知識がないので、少し詳しく原稿を書いてくれないかとの申し入れがあり、長文の記事を書いたことがある。

## 二、律令制時代における駅制の概略

さて、駅鈴について記述する前に、律令制時代の駅制について概略知る必要がある。

日本書記によると、大化改新時（六四五）隨・唐の律令制度を取り入れて天皇制国家の基礎をより確立しようとしたが、これを交通史の面からみると、中央と地方の行政制度の整備に伴って、相互の官吏・官使の往来・中央政府からの政令伝達と地方国司等からの報告・連絡

など、要するに、律令政治施行上の必要からの公的交通の便が目的であった。

この、基本となつたのが、一般に知られている駅馬・駅馬の制度であるが、その基本となるものは、駅路であり、駅である。主要駅路は全国主要地を結ぶ七道（畿内・東海道等）があり、この駅路には、四〇二の駅に駅馬三四八七疋（舟一二隻を配備し、駅馬と舟合わせて七〇五を備えたという（延喜式による）。

駅路について、万葉集に、次の東歌がある。

駅が音のはゆま駅（うまや）の邊  
（つづみい）の水を賜へな

駅がただ手よ

駅には、水を圍って渠えてある人馬の水敷場があり、また、駅の施設にあたる駅戸（駅長）に娘がいたことがわかる。のどかな情景が彷彿とするではないか。

駅馬について記述すると、駅には、駅告があつて駅戸・駅子・駅馬が備えられていたが、駅馬は、交通上最も重要な交通機關であり、大路二十疋・中路十疋・小路五疋が原則的に備えられていた。

この駅馬は、駅子が必要に応じ賣却し、その馬を引いて駅に出勤するといった方法がとられた。駅には、おおむね五十戸をもつて構成していたという。

駅路を利用しての駅馬・駅馬の雇用については、厳しい制約があり、人馬の乱用防止について特別の配慮が払われた。そのため、特別の手続きが決められていて亂乗には处罚をもつて處罰された。駅鈴も、この亂乗防止の一

詳しく述べるが、駅鈴（駅馬）・伝符（伝馬）は駅便・伝使の位階によって給られるもので、これについて公武令は、次のとおり規定している。

親王及一位、駅鈴十鈴、伝符三十符、三位以上同八鈴、四、二十鈴（以下略）。

ところで、駅鈴十鈴、伝符十符とあるが、この鈴数は何のことであるか。駅鈴一鈴（以下伝馬については省略）において、利用者に対し駅馬一疋を給するものと解される。従つて、鈴数によって駅馬の疋数が定められていた。

また、駅馬一疋に対して駅子（人足）一人が駅鈴をとつて馬を引き、駅子のほか、さらに別に駅子一人を従わせる。この別の駅子を使役するのは、道しるべ、又は、駅馬具物守護のためであるとしている。

（一）駅馬・伝馬乗用の唯一の証とする駅鈴であるが、天皇自ら賜わるのが建前になつていて、極に天皇が不在の場合には皇太子となつてゐる。

駅馬乗用者は、天皇から給された駅鈴を駅戸に示してその資格に対応する駅馬の利用を要求する。この駅鈴には右、鈴数によつて使用駅馬の疋数が決められることは既に書いたが、この鈴数であるが、学者の中には駅鈴には鈴数は刻まれていなかつたという説を構える人もいる。駅鈴に鈴数が刻まつていないとすると、駅鈴は一個で足りるからである。この点、往古から議論の分かれるところであるが、現在に至るも結論は出ていない。

### 法制上如何の施設「休泊所・出張所」(4)

本号で取り上げようとする休泊所・出張所は、規定上許される施設であるのか。また、この種の施設は、全道にどの程度設けられ、かつ、その立地条件はどこか等について探求・検討を加えようとするものである。

以上に基づいて、その調査の推移・疑問点等を取りまとめるに、次のとおりである。

第一、まず基本的な規定を挙げると。

明治三十三年六月制定の駅通所規程をはじめ、同本（）の駕則・明治期以降の例駅通達を集録した昭和六年北斎車輛さん「駅通関係例規」等、北海道庁公布的各種（一）支拂 法令通達類を詳細調べたが、休泊所（通行屋へ移行したものを除く）・出張所について触れたものは全く見当たらぬ。従つて、法的的には如何の施設といえる。

第二、また、これらが板に規定上許される施設であるとして、休泊所・出張所を経営する駅通取扱人は、右、「第一」に挙げた駅通所規程第十二条にいう、「駅通取扱人ハ駅通所ニ居住シ命令ニ於テ示定スル所ノ營業ニ從事スベシ」の条文は適用されず、休泊所・出張所に居住するを要しないものかどうか。

また、発達經過も異なるので、それぞれ個別に検討を要するものであるが、まず、休泊所についてみると、江戸時代に宿駅間が遠距離で、かつ、通路事情がよくない等、開拓の難地事情等から通行人の便利のため設けられたもので、旧來の「休所・小休所・休泊所」と称していたものを明治時代に至って駅通所の付属施設として引き続き利用したものである。一時期に、通行屋として残存してゐるものもあるが、このことについては本誌スペースの関係で省略し、通つて、時期を変えて記述することにしたい。

今回は、下記「(一)」のとおり、實際に休泊所と呼称している施設に限定して記述する。

なお、出張所については明治年代以降設けられた駅通所の付属施設であり、以下「(二)」に詳述する。

第四、駅通協会会報第一号(大正十三年刊)に、「駅通博士」と称する標題で、駅通所規程の逐条解説を行っているが、この解説でも休泊所・出張所に関する事項には触れておらず、この点、むしろ不自然なぐらいである。當時、この章に当たる道府開拓部課においては、触れてはならぬ聖域とでも心得ていたのではないかと、感ぐりとなるほどである。

かく、出張所の開設で數合わせを行ったものかも知れない。拙著「北海道駅(駅通)制の研究・完結編」にも触れておいたものであるが、國路地方では、明治四十年に開設申請のあつたものに対し、完全消化を終えたのは大正期に入つてからであった。

なお、右、「第三項」に記述したとおり、休泊所とでは、その設置目的・開設時の経緯等にそれぞれ特徴があり、同一に論することはむしろ混亂を招く恐れがあるので、以下、別個に検討することにしたい。(以下次号)

### ◎ 事務局たより

#### 一、史料寄附お礼

北海道れきけん	札幌市	森川 隆氏
本づくり、ノウハウ	札幌市	高通出版
発行年月日	平成九年八月十五日	発行年月日
額	布	無料
発行者	〇〇五札幌市南区川沿四条五丁目	発行者
	一	発行者